

第2号議案

2026 年度活動方針・活動計画および予算決定の件

2026 年度 活動方針

【くらしをめぐる情勢について】

(環境・自然災害)

- ・地球温暖化が原因と思われる、局地的な線状降水帯による豪雨災害が多発しています。8月25日には京都市内で1時間に100ミリをこえる雨が降り、京都市中京区で浸水被害が発生しました。また、今年の梅雨明けは例年よりも20日以上も早く、近畿地方は6月28日に梅雨明けとなり、その後9月中旬まで猛暑日の発生が続きました。岩手県大船渡市、愛媛県今治市等で大規模な林野火災が発生し、家屋にも燃え広がり大きな被害が発生しました。このような林野火災も地球温暖化が影響していると言われています。
- ・南海トラフ地震の発生確率が「60%～90%程度以上」に更新されました。これまで時間予測モデルを使用し「80%程度」と予測されていましたが、最新の研究で時間予測モデルを修正すべき点が見つかり、新たなモデルで計算し直し「60%～90%程度以上」に見直されたとのこと。いずれにしてもいつ発生してもおかしくない状況で、京都府内は津波の被害は想定されていませんが、京都府の地震の最大震度は6強という予測もあり、日頃からの地震の備えが重要です。

(平和・民主主義)

- ・ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、侵攻が始まってまもなく4年目になろうとしています。いまだ終息するめどもなく長期化しています。
- ・また2023年10月に始まった、イスラム組織ハマスとイスラエルの紛争はヒズボラとイスラエルの紛争、イランとイスラエルの紛争へと発展し、2025年6月にはアメリカがイランの核施設3カ所に空爆を行いました。その後イスラエルとイスラム組織ハマスの停戦が合意されましたが、このまま戦争が終結するのかについてはまだまだ先行きは不透明な状況です。
- ・1月2日、米国がベネズエラを攻撃し、マドゥロ大統領を拘束し、米国へ連行しました。この行為は国連憲章に違反する行為であり、武力による現状変更は許されません。国連憲章と国際法の厳格な遵守、武力によらない紛争の解決、国家主権と人権の尊重を求めます。
- ・2月28日、米国とイスラエルがイランへの攻撃を開始、これに対しイランも報復攻撃を開始し戦闘状態に突入しました。核関連施設を含む軍事攻撃は、国連憲章および国際法に照らして重大な問題をはらむ行為であり、対話と外交によるすみやかな平和的解決を望みます。

(食)

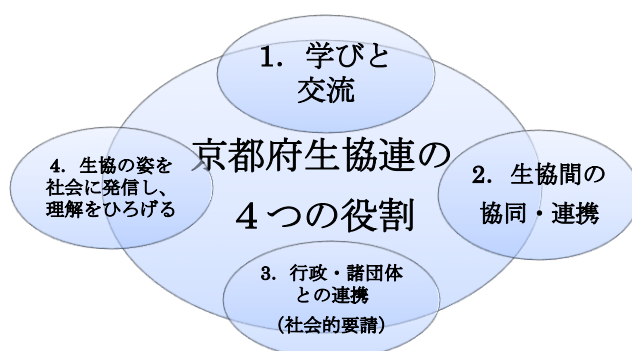
- ・2025年の飲食料品の値上げは、12月までの公表分で累計2万381品目となり、前年の実績1万2,520品目を62.8%上回っています。値上げの背景には原材料の価格高騰に加え、光熱費、包装・資材、物流費、人件費などの上昇が挙げられます。こうしたこともあり、実質賃金の減少傾向も続いています。

(社会全般)

- ・2024年の1年間に国内で生まれた子どもの数(出生数)は68万6,061人で、1899年の統計開始以降、初めて70万人を下回りました。合計特殊出生率も過去最低の1.15まで落ち込みました。このまま少子高齢化が進んでいくと、エッセンシャルサービス(生活必需品の小売、交通、物流、給油所、医療、介護等)では、需要密度の低下により営利ベースでの維持が困難となる中、供給不足が常態化するおそれがあります。
- ・2026年2月衆議院議員選挙が行われました。その結果、自民党が大きく議席を伸ばし、単独で3分の2以上を確保しました。これにより自民単独でも憲法改正の発議要件を満たしたことになります。今後の憲法改正に向けた動きに注視が必要です。

〔1〕『京都府生協連の4つの役割』にもとづく2026年度活動について

京都府生協連は、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた協同組合への期待や、安心してくらしたいという「京都の生協への期待」に応えるため、「新・京都の生協の課題と京都府生協連の役割」にもとづき活動をすすめています。地球温暖化が原因と思われる豪雨災害や地震等の自然災害が全国各地で発生し、円安にともなうエネルギー・原材料の高騰、人件費増大といった複数の要因が絡み合い、物価上昇により私たちのくらしは厳しさを増しています。また世界情勢も悪化しており、私たちのくらしの不安はますます大きくなっています。京都府生協連では、会員生協どうしの連携につとめることはもちろん、行政や諸団体との連携も強めることで、社会や地域の課題改善につなげるという役割を果たしていきます。



1. 学びと交流

―会員生協の共同の場にふさわしく、生協どうしがお互いに学びあい、はげましあえる交流と共同の行動をつよめます―

（1）会員生協の研修・交流・協同活動を促進

- ・会員生協で取り組まれている学習会等の情報収集・発信をすることで、会員生協どうしの連携を図ります。会員生協からの情報発信を呼びかけます。
- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）は4月と11月の年2回とし、おもに会員生協の役職員を対象に、関心にもとづく学習や研究、各生協の活動交流などすすめます。
- ・新たに地域生協の組合員理事交流会を開催し、それぞれの生協の組合員活動の取り組みや、今後の組合員活動や担い手づくりなどについて交流する機会とします。
- ・学習会や研修会は、会員生協の声も聞きながら、時宜にかなったテーマで開催します。
- ・理事会では共通する課題の推進だけでなく、会員生協間の交流や連携がすすむことをめざします。
- ・会員生協の組合員や役職員、内容によっては学生も参加し、共通の課題についての学習や連携した取り組みが会員間でも進むよう役割を果たします。
- ・学習会や研修会、交流会等の開催については、引き続き、「会員と会員」、「人と人とのつながり」を大切にしながら、移動時間の短縮や気軽に参加できるといったメリットがあるオンラインも活用し、なるべく多くの方にご参加いただけるように取り組みます。
- ・国際協同組合同盟（ICA）は2025年7月1日、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」の改定案を発表しました。今後世界の協同組合と意見交換しながら、2027年に改定案が作成される見込みとなっています。日本協同組合連携機構（JCA）でどのような論議がされているのか学び、協同組合のアイデンティティの改定案について考える学習会を開催します。

(2) 食の安心・安全と食育活動等の推進

- ・食については、「安心・安全」「自給率」「食品ロス」「フードマイレージ」などをテーマに学習会等を開催します。
- ・食育の取組みでは、会員生協や京都府協同組合連絡協議会と連携し、親子で参加できる体験学習に取り組めます。
- ・行政や関係団体等からの学習会や情報の提供をすすめます。また、パブリック・コメントの発信をすすめます。

(3) 広域災害、局地災害を想定した防災・減災、被災者支援の取組み

- ・豪雨災害や地震など、自然災害が増加する中、防災や災害時の対応についての学習や、会員生協の防災や支援の取組み交流をすすめます。
- ・京都府生協連の災害対策マニュアル等については、緊急時の物資供給協定を締結している、京都府や京都生協との協議を受け、必要に応じ改定等をすすめます。京都府と京都生協とは、定期的な協議や日常的な連携をすすめます。
- ・京都府災害ボランティアセンターの活動は、広く会員生協とともに取り組めます。
- ・引き続き、会員生協との非常用通信機器訓練を実施します。
- ・昨年度取り組んだ能登半島地震被災地支援サロン活動については、近畿地区生協府県連や京都生協と協議し、今後の取組みについて検討します。

(4) 住み続けられる地域社会づくりをめざす取組み

- ・消費者問題や介護などの地域福祉問題、プラスチックごみなどの環境問題などをテーマに、諸団体との連携も図りながら学習や交流をすすめます。
- ・府民が求める地域社会づくりの推進に向け、学習・研修会などの開催などをすすめます。会員どうしの取組み交流や情報交換をすすめます。

(5) 持続可能な社会を実現する取組み

- ・持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた活動として、省エネや節電、再生可能エネルギー、プラスチックごみ問題についての学習や啓発活動、会員生協の活動や情報などの交流をすすめます。
- ・行政や諸団体と連携した、エシカルや環境に係る取組みをすすめます。

2. 生協間の協同・連携

ー多様な生協間の協同と連携、職員や組合員の交流を推進し、あらたな取組みの創造をめざし、交流から、さらに提携できることを模索します。また全国の生協とつながり、共通する課題の取組みを推進しますー

(1) 日本生協連や他府県生協連、各種協同組合などとも連携・交流をすすめます

- ・日本生協連（関西地連）や、近畿地区生協府県連協議会等の活動に参加し、全国の生協との連携や交流をすすめます。
- ・近畿地区生協・行政合同会議に参加します。

(2) 会員生協間の連携を深めます

- ・くらしの不安が広がる中で、会員生協どうしの連携が一層重要になります。連合会としての役割（生協間の協同・連携）を果たしていきます。
- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：K S K）をはじめとする研修や交流、食の安心・

安全や地域福祉、環境問題など、共通の課題や取組みを連携してすすめます。

- ・会員生協と連携したピースパレード（6/21）やピース交歓会など、平和に係る取組みをすすめます。会員生協の平和の取組みへの活動費支援など、ピースアクション 2026 に取り組みます。
- ・地域生協などでは、若年層の生協加入が大きな課題です。京都府生協連の会員生協の半数が大学生協であることから、今後の継続的な生協の利用につながるために、事業や活動で大学生と連携した取組みを検討します。
- ・少子高齢化や診療報酬・介護報酬の改定により、福祉事業を取り巻く環境は大変厳しくなっています。福祉・医療分野の課題交流や情報の共有をおこない、学びあいとともに会員生協の連携を深める機会とし、会員生協福祉・医療分野交流会を開催します。

3. 行政・諸団体との連携（社会的要請）

ー京都の生協を代表して、行政との連携、各界との意見交換の開催、各種協同組合や地域諸団体とのネットワークをひろげ、連携して組合員と消費者の願いを実現することをめざしますー

（1）行政・諸団体からの生協への要請にかなう対応

- ・審議会や各種団体からの委員派出の要請にこたえていきます。
- ・行政等が実施するパブリック・コメント等への募集や政策提言に対応します。

（2）食品安全の社会システム形成と食育活動の推進

- ・京都府食の安心・安全推進条例にもとづき、京都府農林水産部や（一社）京都府食品産業協会等と協力しながら取組みをすすめます。
- ・農林水産省近畿農政局と近畿地区生協府県連との意見交換会を開催します。
- ・食をテーマにした学習会などで連携できる取組みをすすめます。
- ・親子クッキングなどの食育活動は、会員生協や京都府協同組合連絡協議会と連携して取り組みます。

（3）災害への対応や防災・減災、被災者支援の取組み

- ・行政や京都府災害ボランティアセンターとは、日常的な連携をすすめ、災害対応につとめます。緊急時の物資供給協定を締結している京都府や京都生協と定期協議の場を持ちます。
- ・京都府による京都府総合防災訓練には、会員生協と連携して参加します。
- ・京都府災害ボランティアセンターの構成団体では、引き続き副代表として活動を担います。
- ・大規模災害発生時は会員生協と協力し、炊き出し等の支援活動の実施について検討します。

（4）くらし・環境・平和・地域づくりなど行政や諸団体と連携した取組み

＜地域づくり＞

- ・地域やくらしのさまざまな課題について、会員生協とともに行政や社会福祉協議会、京都労働者福祉協議会、NPO法人コンシューマーズ京都などの諸団体と連携を図りながら取り組みます。
- ・京都エシカル消費推進ネットワーク（京都府）に参加し、府民への啓発活動に取り組みます。

＜環境＞

- ・台風や豪雨災害など、気候変動による影響がますます顕著になっています。京都府生協連では、（公財）京都市環境保全活動推進協会や京都府地球温暖化防止活動推進センターなどと連携し、持続可能な環境づくりに貢献します。
- ・京都環境フェスティバル（京都府）に会員生協とともに参加します。

<平和・憲法>

- ・憲法の三大原則、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を大切に、持続可能な開発目標である「平和と公正」の実現に向けた活動に取り組みます。
- ・他団体と連携した平和行進や学習会活動などは、会員生協とともに内容を整理しながら取り組みます。
- ・昨年のピースアクション in ナガサキへの参加や、子ども平和新聞の取組みでできたつながりを大切に、今年度も大学生と一緒に平和の取組みにチャレンジします。

(5) 消費者問題などに関わる活動の推進

- ・京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画にもとづく活動を会員生協、行政、諸団体と連携してすすめます。
- ・京都府消費生活審議会の委員に消費者代表として参加します。
- ・成年年齢の引き下げ以降、懸念された若年層の消費者被害（美容関連等）が拡大しています。また、ネット販売によるトラブルも増加傾向にあることから、引き続き啓発活動に取り組んでいきます。
- ・適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワーク、適格消費者団体・特定適格消費者団体NPO法人消費者支援機構関西の活動に参加します。適格消費者団体は、事業者の不当な行為を差止する活動や被害回復活動に取り組んでいます。
- ・NPO法人コンシューマーズ京都と連携し、消費者問題に係る啓発活動に取り組みます。

(6) 各種協同組合と連携した取組み

- ・京都府協同組合連絡協議会（構成：JA京都中央会／京都府漁協／京都府森連／京都府生協連）を中心に、国際協同組合年の活動を継承し、協同組合間協同の推進を会員生協とともにすすめます。日常の連絡協議会事務局は京都府生協連が担っています。
- ・協同組合連携組織「（一社）日本協同組合連携機構（略称：JCA）」の活動も参考にしながら、京都府協同組合連絡協議会の今後の活動について検討します。

4. 生協の姿を社会に発信し、理解をひろげる

ー京都の生協の事業や活動のさまざまな姿を社会（行政、報道機関、地域諸団体）に発信し、生協の視認性や認知度を高める活動を通して、生協の価値と存在意義への理解をひろめますー

(1) 会員生協や京都府生協連の活動について社会に知らせる広報活動

- ・くらしや社会的な課題について、広く社会に発信が必要なテーマとした、シンポジウムや京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）を実施します。
- ・行政や諸団体との懇談会や意見交換会など、さまざまな機会に生協の活動を知らせます。
- ・京都の生協の取組みをマスコミや報道機関等に積極的に紹介、発信します。
- ・『京都の生協』、『京都府生協連ニュース』、『協同組人』（京都府協同組合連絡協議会）の発行をすすめます。
- ・ウェブページの充実と迅速な情報更新につとめます。
- ・協同組合間協同の取組みについても必要に応じ情報発信します。（京都府協同組合連絡協議会：JA京都中央会／京都府漁協／京都府森連／京都府生協連）

(2) 行政や諸団体との懇談会や意見交換会をおこないます

- ・京都市や農林水産省近畿農政局、京都のマスコミ関係者（月曜会：在洛新聞放送局編集責任者会議）との懇談会、新春交歓会等、引き続きつながりを大切にしながら生協を知らせる活動をすすめます。

[2]法令・定款等を遵守し、会員合意にもとづく運営をすすめます

(1)理事会・常任理事会・会長・専務会・運営会議の開催

- ①理事会が会員総意の形成と会員生協の学びと交流の場であることはもちろん、会員間の連携がより図れるよう、運営します。
- ②常任理事会は、京都府生協連の運営・執行が全会員の「合意」ですすめられるよう、よりいっそうの役割をはたします。
- ③会長・専務会は、月1回の開催を基本に、連合会の運営課題を協議し、執行を確認します。
- ④運営会議は、「理事会決定・確認事項等にもとづく活動を推進」する位置づけとし、月1回の開催を基本に運営します。

(2)監事会の開催、監事監査について

- ①監事監査方針・監査計画にもとづく監査の実施に誠実に対応します。
- ②監事による監査活動が円滑におこなわれるよう環境整備につとめます。
- ③監事による監査のほか、公認会計士・税理士事務所による点検を実施します。

以上